

2026年度グッドデザイン・ロングライフデザイン賞審査要領

この要領は、2026年度グッドデザイン・ロングライフデザイン賞（以下、「ロングライフデザイン賞」）の審査にあたり必要とされる事項を定めたもので、以下の内容から構成されます。

1. 審査委員会の設置
2. 審査委員会の役割
3. 審査委員の委嘱
4. 審査委員の義務と権利
5. ロングライフデザイン賞の審査

1 審査委員会の設置

主催者は「ロングライフデザイン賞」の趣旨に基づく審査を実施し、賞を決定するため、「ロングライフデザイン賞審査委員会（以下「審査委員会」）を設置します。

2 審査委員会の役割

2-1 ロングライフデザイン賞の確定

審査委員会は、応募されたデザインに対して審査を行い、審査委員の合議によって受賞対象を確定します。審査委員会は特定の審査対象について、審査体制が整わない等の理由により、その審査対象を審査不可能として除外することができます。

2-2 受賞対象の情報開示

審査委員会は全ての受賞対象について、その評価点を明らかにします。主催者はこれらの情報を応募者に通知するとともに、グッドデザイン賞のウェブサイトなどを通じて公開します。

3 審査委員の委嘱

主催者は、ロングライフデザイン賞の趣旨を理解し豊富なデザイン経験等を有する有識者に、ロングライフデザイン賞審査委員を委嘱します。

審査委員の委嘱期間は2026年4月1日から2027年3月31日までとします。

4 審査委員の義務と権利

4-1 審査委員自身に関与した対象の審査

審査委員は、審査委員自身がデザインまたはコンサルティングした審査対象の審査に際し、関連情報の提供を含め、当該対象の審査に関わることはできません。

4-2 審査情報に関する守秘義務

審査委員は、審査開始以前に主催者に守秘義務に関わる誓約書を提出します。審査対象に関わる機密情報、審査経緯等審査を通じて知り得た秘密情報を第三者に漏らすことは、一切禁じられています。

4-3 審査委員会による推薦応募

審査委員は、ロングライフデザイン賞へ応募されていない対象について、その見識をもって応募を推薦することができます。ただし、委員自身がデザインまたはコンサルティングした対象を推薦することはできません。推薦応募の対象は、審査委員の合議の上で決定します。

4-4 一般からの推薦対象に対する応募

審査委員は、一般者からロングライフデザイン賞へ推薦された対象について、ロングライフデザイン賞事務局による基礎調査結果を踏まえて、応募を働きかける対象を決定します。ただし、委員自身がデザインまたはコンサルティングした対象を含めることはできません。

5 ロングライフデザイン賞の審査

5-1 審査の視点

ロングライフデザイン賞の審査では、すでに実績が認められるデザインであることを前提に、社会的な位置付け、暮らしや産業への影響、デザインとしての完成度/影響度を重視します。そのためグッドデザイン賞における「審査の視点」に加えて、以下の「ロングライフデザイン賞の審査の視点」に立って検討を行いながら、デザインの質と実績と可能性を総合的に判断し、受賞対象を決定します。

- 革新性：新しい機能や役割をもたらしたか
- 信頼性：人々から支持され信頼を得ているか
- 普遍性：スタンダードとしての価値を有しているか
- 規範性：次の時代やデザインのモデルとなったか
- 将来性：これから先の社会に与える影響や効果が適正であるか

5-2 一次審査の実施

一次審査は、応募者によって審査用情報として登録された内容に基づき審査を行います。この段階では現品による確認等は実施しません。

一次審査の期間は6月3日から6月29日までとします。

5-3 二次審査の実施とロングライフデザイン賞の確定

二次審査は、「一次審査を通過した審査対象」及び「審査委員会推薦により応募された対象」を審査対象として実施し、ロングライフデザイン賞受賞対象を確定します。

主催者は、原則として審査対象の現品による審査を行います。ただし、現品の手配が困難な対象は、解説物などの代替内容により審査を行います。

また、必要に応じ、審査委員が応募者の説明を聞くプレゼンテーション審査、審査委員が出張して行う現地審査等の実施や、審査対象の品質等に関する追加資料の提出を求めることができます。

二次審査の期間は、7月8日から8月24日までとします。

2026年4月1日